

12 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金	遠距離通学費	定時制通信制課程修学奨励金								
貸与月額額	<table border="0"> <tr> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>8,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </table>	公立	私立	8,000円	20,000円	18,000円	30,000円	28,000円	40,000円	通学費等の月額 $\frac{7}{10}$ (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制 14,000 円
公立	私立										
8,000円	20,000円										
18,000円	30,000円										
28,000円	40,000円										
貸与対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等(*)に在学する者であること ・保護者が県内に居住していること <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難であること ・一定の成績基準を満たす者であること </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難であること ・一定の成績基準を満たす者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等(*)に在学する者であること ・保護者が県内に居住していること ・経済的理由により修学が困難であること ・通学費等が月額 8,000円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学する者であること ・経済的理由により修学が困難であること ・経常的収入を得る職業に就いている者であること ・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 						
<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難であること ・一定の成績基準を満たす者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 										
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・退学後6月据え置き、貸与期間の相当期間 ・卒業した場合償還免除 								
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子 								

*「高等学校等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を指す。